

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成28年1月25日（平成28年（行個）諮問第12号）

答申日：平成29年2月20日（平成28年度（行個）答申第183号）

事件名：本人が提出した請願書を受け取ったことが記載されている文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、書留等授受簿（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月18日付け27広第38号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、開示対象とされなかった保有個人情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、異議申立人が添付している資料は省略する。）

農林水産大臣林芳正が平成27年7月31日付け27文第116号で異議申立人に対して行った保有個人情報の開示をする旨の決定処分では、秘書課の書留等授受簿の欄外に、文書課へと記載されており、文書課の授受簿には、秘書課より記載されていました。今回も同様の処理なのに、何故、文書課への記載がないのでしょうか。

当該請願書は、配達証明で発送しました。これを受け取った場合、農林水産省行政文書取扱規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第2号。以下、この項において「規則」という。）によれば、13条で「書留等授受簿」に必要な記載をすることとなっており、これが、大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）から開示された書留等授受簿となります。

書留等授受後は、文書を接受する処理を行うことが必要とされ、規則によれば、12条で、件名、受付日等を文書管理簿に記録・登録することが規定されています。

このような接受を行わない対応では、秘書課から先の文書の取扱いが全くの不明な状態となってしまう、どのような経路で請願に対して適正な対応が成されたのかを検証することが出来ません。

これでは、規則を無視し、簡素化して処理過程を隠蔽しようとしているとしか考えられません。

農林水産省での、規則に基づいた文書の取扱いに関する全ての文書の開示を求めます。

また、請願は農林水産大臣に対して行ったものであり、指導対象として指摘した林野庁からの返答を求めたものではありませんが、返答は、その林野庁の中の、一室長からの返答となっており、何故このような処理となったのかが、全く理解できません。

このような、請願を受けた者以外の、請願者が想定しなかった者が返答することになった場合は、どのような理由から、そのような対応となったのかを明確にしておくことが、当然のこととして必要となります。

このことを、最初に請願者に説明しなければ、どうしてこのようなことになったのかが全く分からない形での返答では、適正な請願の処理とはいえません。

農林水産大臣が、どのような理由から、林野庁に返答することを指示し、林野庁から、どのような回答を行うか、行ったのかの報告を受けることは、憲法16条に基づいた請願権を最大限に尊重する上で、必要不可欠な対応であります。

請願を受けただけで、後の処理がどうなったのかは全く関知していないとして、授受簿のみを公開するだけでは、請願を適正に処理したことを明らかにすることにはなりませんので、請願を受けた者として、責任ある一連の処理の経過を記載した文書、担当者のメモがあるならばそれを含めて、関係文書を全て公開することを求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分において部分開示した理由

開示請求のあった保有個人情報とは、処分庁に対して、異議申立人が郵送した、「異議申立本人が行った農水大臣宛「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書に関して」の処理に関する一連の書類」であり、農林水産省が保有している個人情報は、異議申立人が郵送した当該郵便物を接受した際に、その事実を記録する農林水産省行政文書取扱規則（以下「行政文書取扱規則」という。）4条1項2号に規定する書留等授受簿のうち、法12条1項に規定された開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」についてのみ開示した。

2 原処分を維持する理由

異議申立人が異議申立ての趣旨及び理由について、「開示対象とされな

かった一連の文書の開示を求める。」と主張しているが、農林水産省内で保有している保有個人情報、書留等授受簿のみであり、異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるもの又は異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある部分を除いた保有個人情報を開示している。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年1月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年2月8日 | 審議 |
| ④ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる文書について、書留等授受簿（本件文書）に記録された本件対象保有個人情報を特定し開示した一方で、別紙の2ないし5に掲げる文書に記録された本件請求保有個人情報については、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件文書以外にも本件請求保有個人情報が記録された文書が存在する旨主張し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、異議申立人が農林水産大臣宛てに郵送した「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」（以下「本件送付文書」という。）を接受した際に、その事実を記録した本件文書を特定した旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

ア 本件開示請求を受け、処分庁は、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、そのうち、法12条1項に規定された開示請求の対象となる本人に係る保有個人情報に該当する部分のみを開示する原処分を行った。

イ 農林水産省に送付された行政文書は、大臣官房文書課（現・広報評価課。以下「文書課」という。）で接受（部局庁へ直接送付された

場合は、この限りではない。) するが、異議申立人から送付された本件郵便物は、農林水産大臣宛てに配達証明の取扱いにより郵送されたものであり、当該郵便物には請願との記載もなかったことから、大臣に係る庶務を担当する秘書課に回付し、その際に本件文書が作成されている。

なお、異議申立人は、上記第2の2のとおり、別件決定で開示された文書には、秘書課の書留等授受簿のほかに、文書課の書留等授受簿も開示されている旨指摘するが、その事案においては、秘書課に回付した後、その内容が請願書であることが判明したため、同課から請願を取り扱う文書課へ回付がされたことから、文書課の書留等授受簿（秘書課分）のほか、文書課の書留等授受簿（文書課分）にも記載がされていたものであるが、本件においては、送付された文書は請願書ではなく、文書課へ回付がされずに文書課文書往復窓口に設置されている林野庁の文書ボックスを經由して林野庁へ回付されたため、文書課の書留等授受簿（文書課分）に記載がされていないことから、これが開示の対象となっていないにすぎない。

ウ 本件郵便物の回付を受けた秘書課においてこれを開封したところ、その内容物は、「「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」と題する一般文書（本件送付文書）であり、これは、当該文書の題名に記載された請願に対する回答方法等に疑問を呈し、その処理経過について回答を求めるものであったことから、本件送付文書は林野庁の所掌に属するものとして、林野庁へ回付したものである。

エ 上記ウの作業は、多種多様な文書について、当該文書に記された内容の事務を所掌する部局庁に回付等の処理をする事務作業の一環として行ったものであり、別紙の2及び3に掲げる文書に該当する文書を作成した事実はない。

オ また、本件送付文書に先立って送付された異議申立人による請願書については、文書課から林野庁に回付したところ、その後、林野庁国有林野部業務課国有林野管理室（以下「国有林野管理室」という。）の担当職員から、同請願書に対して回答することに関して、大臣官房の職員に対して口頭による情報提供がされたことがあり、異議申立人がいう「大臣官房への説明を行った」とは、この情報提供のことを指すものと解される。

すなわち、林野庁に確認したところでは、上記請願書を林野庁に回付した後、国有林野管理室の担当職員が林野庁長官に説明を行った際、同長官から、農林水産大臣の指示を受ける必要はなく「請願の取扱フロー」に基づく対応の必要はないものの、林野庁として適切

な対応をするようにとの指示がされたことから、上記担当職員において回答案を作成して同長官の了解を得たが、その際、同長官から、回答する旨を念のため大臣室の職員に情報提供するように指示がされたとのことである。そして、林野庁側から、上記回答文書発出に関する口頭による情報提供はあったが、これに関し、大臣室の職員において、何らかの資料の提示を受けたことはなく、何らかの文書を作成した事実もない。

したがって、別紙の4に掲げる文書に該当する文書は保有していない。

カ 本件送付文書は、請願ではなく一般文書であるから、請願法に基づき対応すべきものではない。そのため、本件送付文書について請願法に基づき対応する権限に関する、別紙の5に掲げる文書に該当する文書は保有していない。

キ したがって、農林水産省において保有している本件対象保有個人情報、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報のみである。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から本件送付文書の写しの提出を受けて確認したところ、これは、異議申立人が行った請願に対する処理の経過を教示されたい旨の農林水産大臣宛ての一般文書であるものと認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から提出を受けた行政文書取扱規則を確認したところ、同規則10条1項には、文書課において接受した行政文書は、直ちに、大臣官房の課又は庶務課に配布する旨規定されているところ、農林水産大臣を宛先とした一般文書について、文書課の書留等授受簿（秘書課分）に所定の事項が記載されて秘書課に回付されることに何ら不自然な点はなく、また、同規則によれば、請願に該当しない文書につき、秘書課が文書課に更に回付しないことにも何ら不自然な点はない。

ウ 行政文書取扱規則10条1項において、接受した行政文書は直ちに大臣官房の課又は庶務課に配布するとされているところ、その配布について記録を作成しなければならないという規定はなく、この「庶務課」については、同規則2条2項において林野庁林政部林政課も含まれるとされていることからすれば、本件送付文書について、多種多様な文書についての回付等の処理をする事務作業の一環として林野庁に回付処理したものであって、別紙の2及び3に掲げる文書に該当する文書を作成した事実はない旨の諮問庁の上記(1)エの説明は不自然、不合理とはいえない。

エ 当審査会において、諮問庁から「請願の取扱フロー」の提出を受け

て確認したところ、その内容は諮問庁の上記（１）オの説明のとおりであると認められる。

そして、当審査会において、諮問庁から、林野庁から入手した上記（１）オの請願書の写し及びこれに対する回答文書の写しの提出を受けて確認したところ、その内容に照らし、林野庁側から当該請願に関して「請願の取扱フロー」に基づく報告を受けた事実はなく、口頭による情報提供があったのみであり、別紙の４に掲げる文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）オの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

オ 本件送付文書は、上記アのとおり一般文書であると認められ、請願法に基づき対応すべきものとは解されないことから、別紙の５に掲げる文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）カの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

カ 以上に加え、他に本件請求保有個人情報記録された文書が存在するとうかがわせる事情も存しないことから、農林水産省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 付言

原処分においては、不開示理由について、「当該保有個人情報が存在しない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする保有個人情報の不開示決定に際しては、単に保有個人情報が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法８条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、農林水産省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙

特定個人が、平成27年7月2日付けで行った農水大臣宛「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」の処理に関する以下の書類

- 1 農林水産大臣宛に提出した「平成27年7月2日付けの「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」を、受け取ったことが記載されている文書（大臣官房等からの送付文等）
- 2 その文書が、農林水産省内部で回覧等されたことを示す文書
- 3 その文書を、林野庁国有林野管理室へ転送した理由及びその経過を示す文書
- 4 林野庁国有林野管理室からの回答の中で、「大臣官房への説明を行った後」となっているが、その説明を受けたことを示す文書、説明資料、メモ等
- 5 農林水産大臣宛に提出した「平成27年7月2日付けの「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」に関して」について、請願法に基づき対応する権限を、農林水産大臣から国有林野管理室長に委任することが可能であることを示す組織規則、権限の委譲関係例規